

# 川口の農業だより

平成30年8月 No.88

第31回 グリーンロード・ウォーキング

(川口市農業青年会議所)



第85回 春の安行花植木まつり  
(公財)川口緑化センター



## 管理に困っている農地はありませんか？

川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）の活用をご検討ください。

詳細は、下記農業委員会事務局までお問い合わせください。



編集 川口市農業委員会  
発行

川口市青木 2-1-1 電話 048-258-7922 (直通)  
市ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>  
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp



# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めました

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の概要

都市農業の振興に資する農地の適正な利活用を推進するため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化が推進されるよう川口市農業委員会の指針を定めました。

農業委員会においては、策定した当該指針に基づき農地パトロール等の活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 遊休農地の発生防止・解消について

目標：10年後の遊休農地率を1%以下とする  
具体的な方法：遊休農地発生未然防止  
農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

### 担い手への農地利用の集積・集約化について

目標：10年後の担い手への農地集積率を27%以上とする  
具体的な方法：認定農業者を中心とした担い手の確保  
農地の利用調整と利用権設定の推進  
川口市農地情報登録制度(川口市農地バンク制度)の活用

### 新規参入の促進について

目標：毎年1経営体以上の新規参入者を目指す  
具体的な方法：川口農業塾開催事業による新規就農者の支援  
関係機関等との連携

# 農地利用最適化推進委員の現場活動にご協力ください

農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会から委嘱された2人の農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)が農地の利用意向調査・相談対応業務等を行っています。

推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に加え、農業経営の現状や課題等を把握するため、市内各農家を訪問しておりますので、農地の利活用や農地に関する法制度など、不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。



農業者から農地について説明を受ける推進委員の2人(左から鈴木推進委員、農業者、泉推進委員)

**全国農業新聞**  
農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考えます。

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

- ① 特長のある週刊新聞 → 解説に力点をいたした企画記事とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む → 農政・農実・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ → 知ってほしい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる → 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい → 老若男女が楽しむ読める

発行所：全国農業会議所  
〒302-3084  
東京都千代田区二番町9-8  
中央労働者会館ビル2F  
TEL 03-6910-1130  
FAX 03-3261-5122  
E gyoumu@nca.or.jp  
http://www.nca.or.jp/shibun

# 農地基本台帳整備に係る調査及び農作物生産等実態調査を実施します

調査の目的	農地法に基づき、農地の所有状況や耕作状況を把握し、農地法の適正な運用を期するとともに、農業経営の実態を把握して農業行政の基礎資料とするため
調査の対象	川口市内に住所を有する農家(農家組合に加入していない農家も含む)
申告者	農業の経営主
調査基準日	平成30年8月1日
調査方法	地区担当の調査員が調査の対象世帯に、調査票を配布しますので、必ず内容をご確認のうえ必要事項を記入し、調査員に提出してください。

※農作物の販売実績がある場合は、農作物生産等実態調査も併せてご記入ください

# 農業経営改善研修会・意見交換会を開催しました

農業者に、安定的な農業経営を継続するために必要な農地等の資産対策等の知識を習得する機会を提供することを目的として、2月28日に川口市と川口市農業委員会の共催で、農業経営改善研修会及び意見交換会を開催しました。

助言者として税理士、埼玉県職員及びさいたま農業協同組合役職員を招き、農業委員や認定農業者などが参加しました。

研修会では、埼玉県及び川口市の農業行政に関する説明のほか、「農業経営継承のために必要な知識を学ぶ」をテーマに、相続税に関する内容を中心として税理士による講演が行われました。

また、研修会に引き続き行われた意見交換会では、研修会の内容を踏まえ、日頃の農業経営の課題や、今後も農業を継続していくための考え方など、活発に意見が交わされました。



# 農業者年金に加入しましょう

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の内容やご相談については、農業委員会事務局または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金  
電話：03-3502-3199

専門の相談員が対応しますのでお気軽にご相談ください。

- 1 農業に従事されている方は広く加入できます**  
60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。  
家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています
- 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます**  
保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。
- 3 税制面で大きな優遇措置があります**  
●支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。  
●農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。  
●将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。  
つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります



## 川口市農業振興事業計画認定制度について

農業と観光を融合し地域の活性化を推進するため、平成30年4月から市街化調整区域の対象区域を規制緩和し、農業振興施設の設置を支援する制度を運用しています。

### 1 対象区域

赤山歴史自然公園（イイナパーク川口）周辺の市街化調整区域

### 2 対象者

- ・対象区域内に農地等を持つかた
- ・対象区域内の農地等の使用について所有者等の同意を得て事業を行うかた

### 3 対象事業

- ・農家レストラン運営事業（カフェ等も含む）
- ・農産物直売所運営事業（農産物の販売施設）
- ・6次産業化に関わる施設運営事業（農産物加工施設）

### 4 支援措置

事業計画の認定を受けた市内に住所を有する農業者に対して、農業振興施設の新規開設に要する経費の一部補助等を行います。



詳細は農政課農業振興係（電話：048-259-7644（直通））までお問い合わせください。

## 特産農産物高付加価値化の取り組みについて

川口市農政審議会では、都市農業を取り巻く現下の厳しい環境を踏まえ、今後の本市農業の維持・発展に資するため、本市の特産農産物の高付加価値化（ブランド化）による販路拡大をすべく調査等を行っています。

昨年度は、川口市農政審議会に設置した部会のうち、特産農産物高付加価値化検討部会において、有識者による講話や意見交換等を行い、今年度は、川口市農政審議会全体において、さらに詳細な調査研究等を行っています。

今後、当該制度を構築する際には、農業者の皆さんからのご意見等をいただきたいと存じますので、その際はご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



備えの種をまこう。

安心のネットワーク  
NOSAI

# 収入保険が平成31年からはじまります！

### 収入保険の特徴

- 1 収入保険では、米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象になります！（マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外です）
- 2 収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でもよく、1年以上の実績があれば加入できます！
- 3 自然災害だけでなく、価格低下や怪我や病気などによる収入の減少も、補償の対象となります！
- 4 「掛捨ての補填方式」と「掛捨てとらない積立方式」の組合せで補填します！補償額や支払率は、農業者の方が自由にお選びいただけます。保険料率は約1%程度、積立金は25%です！（別途事務費がかかります）

加入条件や詳しいことは、埼玉県農業共済組合にお問い合わせください。

電話：048-645-2141 Mail：honsyo@nosai-saitama.jp